

意見書

2025 年 7 月 14 日

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会 主査様

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6 階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

電話番号 03-5304-7511

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「IP ネットワーク設備委員会 報告（案）に対する意見募集」（「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「電気通信サービスの利用実態の変化等を踏まえた電気通信事故報告制度の在り方」）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見対象項目（該当箇所）		意見
該当ページ	該当する記載	
P41	③対応の方向性 データ通信サービスは、音声通話サービスと概ね同等の重要度を有していることを踏まえると、これらのサービスの「重大な事故」の報告基準についても、同等の基準へ見直すことが適当である。 すなわち、「その他」区分のうち、インターネットアクセス・接続サービスの報告基準を、「緊急通報を取り扱わない音声伝送役務」と同等の基準へ見直すことが適当であり、現行基準の【「1時間以上 かつ 100万人以上」又は「2時間以上 かつ 3万人以上」】を、【「1時間以上 かつ 10万人以上」又は「2時間以上 かつ 3万人以上」】に見直すことが適当である。	「データ通信サービスは、音声通話サービスと概ね同等の重要度を有している」とありますが、これを紐解くと「人の音声を伝送する技術は、従来の電気通信番号を用いた音声通話のみならず、IPを基盤としたデータ伝送設備上で電気通信番号を用いないで提供される音声通話が、一定程度、我が国で普及していることを指しているものと理解します。しかし、一定程度の帯域を確保したうえで提供される音声通話サービスと、帯域を確保しないでデータ伝送設備及びインターネット上で提供される音声通話とは、品質・技術ともに全く異なります。 当協会の会員の多くが提供するISP（インターネット接続）はデータ通信サービスに該当しますが、会員のほとんどは当該データ伝送設備及びインターネット上での音声通話を提供していなく、アプリ等を用いたサービス提供事業者が提供しているものと理解しております。 この理解に基づけば、今回規制拡大を対象とすべきは、データ通信サービスというインフラ全体ではなく、当該インフラ及びインターネット上で音声通話を提供する事業者ではないかと考えております。 当協会の会員は、今回の重大事故の対象となる報告基準の範囲の拡大により、システム等に自らのコストを払い、時間を割き対応することとなります。報告については事案に応じて濃淡も付け対応する方針との事ですが、事業者からは実務作業のさらなる負担への懸

		念が挙がっております。今回の改定実施に当たっては十分な周知及び実施のための準備期間を設けていただきたいと思います。
P53	こうした重要度を踏まえ、現状においては無料の音声通話について有料の音声通話と同等の報告基準を維持しつつ、将来の報告基準の見直しに当たって、無料の音声通話の利用状況やその通信品質等に対する利用者の期待に有料のものと比べて相違が認められる場合には、その基準の見直しを検討することが適当である。	無料の音声通話については、電気通信番号を用いない形態で提供されているものがあると認識しております。報告基準の見直しにあたっては、こうしたサービス形態の多様化する中で犯罪抑止等の観点も含めて検討が行われることが望ましいと考えます。